

令和8年度

伊勢崎市学校給食  
残渣堆肥化委託

プロポーザル実施要領

伊勢崎市教育部健康給食課

## 1 業務名

伊勢崎市学校給食残渣堆肥化委託

## 2 業務概要

伊勢崎市学校給食センターの調理場では、学校給食の調理及び提供に伴い毎年約240tの野菜の端材や残渣が発生している。現在は伊勢崎市清掃リサイクルセンター21において焼却処分しているが、環境に配慮した堆肥化を目的とし、本業務を実施することとする。

本業務は、学校給食調理場から排出される野菜の端材、残渣を堆肥化処理できる工場に搬入し、適正に堆肥化処理を行うものである。処理対象物について下記の5業務内容に基づき収集、運搬を図るとともに、堆肥化処理を行うことで循環型社会を目指すものである。

また、本業務により生産された堆肥（固形肥料）については、循環型の活用が出来るよう調査・検討を行うこととする。

本業務の処理対象物の積込み、運搬、処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき、適正に業務を行える者をプロポーザルにより選定して受注者とする。

## 3 履行予定期間

令和8年4月20日から令和9年3月31日までとする。

## 4 処理対象物

伊勢崎市学校給食調理場（第一学校給食調理場、第二学校給食調理場、境第一学校給食調理場、境第二学校給食調理場）、渋澤炊飯センターから排出される次の残渣等を処理対象物とする。

- (1) 調理により発生する野菜の端材
- (2) 学校給食の残渣

## 5 業務内容

処理対象物については、適正な積込み及び運搬を図るとともに、堆肥化処理を行うこと。

- (1) 予定回数 113回
- (2) 予定数量 120t
- (3) 収集場所 第一学校給食調理場、第二学校給食調理場、境第一学校給食調理場、境第二学校給食調理場、渋澤製パン炊飯センター
- (4) 収集方法 午後2時00分以降各回収場所にて、ビニール製の収集袋に詰めた処理対象物を塵芥車で回収する。
- (5) 処理方法 回収した処理対象物は工場にて堆肥（固形肥料）の生産を行う。

## 6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき、業務を遂行できるものであること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であること。この場合は、申請者の部分は、受注者に読み替えるものとする。
- (3) 委託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、委託業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 契約締結時までの間に群馬県及び伊勢崎市から指名停止措置を受けていない者であって、伊勢崎市入札参加資格登録されている者であること。なお、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生または更生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、再生または更生手続開始決定を受けている者は、この限りではない。
- (7) 令和元年度から令和6年度までに、地方公共団体又は一部事務組合等から排出される一般廃棄物の収集運搬又は堆肥化処理を受託し、かつ、履行を完了した実績があること。様式3に示す業務実績書にて確認が行えること。
- (8) 本業務の公告日から契約予定日（令和8年4月17日（金）予定）までの間に、上記（1）から（5）のうち、いずれか一つでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

## 7 選定方法

### (1) 審査

伊勢崎市学校給食残渣堆肥化委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査を行う。ただし、委員会は参加者以外非公開とする。

### (2) 審査方法

審査は、委員会が別に定める審査基準を用いて行う。

一次審査は、提出書類により審査し、上位2者を選定する。

二次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者（優先交渉権者）1者及び次点者（次点交渉権者）1者を決定する。

### (3) 一次審査の実施

参加表明書等の提出期限は、令和8年3月30日（月）午後4時までとする。

一次審査の実施は、令和8年4月2日（木）とする。

一次審査は、本要領の9参加方法(1)一次審査提出書類に示すア.参加表明書(様式1)、イ.業務実施体制調書(様式2)、ウ.業務実績書(様式3)について、参加資格要件の確認などの一次審査を行い、上位2者に企画提案を依頼する。

ただし、参加希望者が2者以下である場合は、一次審査を省略し、二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

#### (4)一次審査の結果通知

一次審査の選定の結果については、令和8年4月3日(金)午後4時まで通知する。

また、結果は、参加表明書の提出者全員に通知するものとし、その通知方法は電子メールによるものとする。

#### (5)二次審査の実施

企画提案書の提出期限は、令和8年4月8日(金)午後4時までとする。

一次審査にて選定された事業者より、本要領の9参加方法(3)二次審査提出書類に示す企画提案書の提出を受け、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者(優先交渉権者)1者及び次点者(次点交渉権者)1者を決定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定日等、現時点で想定している実施方法は次のとおりである。

- ① 実施予定日 令和8年4月14日(火)
- ② 実施予定場所 伊勢崎市役所 東館3階 災害対策室
- ③ 実施内容 1者につき個別に企画提案書の説明(20分程度)  
説明後、委員会から質疑応答(10分程度)

#### (6)プレゼンテーションに係る留意事項

説明者は3名以内とすること。提案の説明に使用する資料は、企画提案書のみとし、パソコンの使用は可(HDMI接続)とする

#### (7)二次審査の結果通知・公表する内容

二次審査の結果については、令和8年4月15日(水)午後4時まで通知する。

二次審査の結果は、企画提案書の提出者全員に通知するものとし、その通知方法は電子メールによるものとする。なお、決定した最優秀者(優先交渉権者)の業者名等については、後日、伊勢崎市ホームページにて公表する。また、優先交渉権者に対する通知は契約者として決定したものではない。

#### (8)契約の交渉・見積書の徴取

本契約の交渉・見積額の徴取については、令和8年4月16日(木)に実施する。

二次審査で決定した、最優秀者(優先交渉権者)1者と業務委託にかかる契約の交渉、見積書の徴取を行う。

ただし、最優秀者（優先交渉権者）に事故等があり、契約の交渉、見積書の徴取が不可能となった場合、もしくは不調となった場合は、次点者（次点交渉権者）を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とする。

## 8 選定スケジュール（予定）

No	実施内容	日程
1	プロポーザル公告（ホームページに掲載） 参加者表明書の提出期限	令和 8年 3月19日（木）から 令和 8年 3月30日（月） 午後4時まで ※郵送不可
2	参加表明書等に関する質問書の受付期間 （電子メールによる送付のみ受付）	令和 8年 3月19日（木）から 令和 8年 3月24日（火） 午後4時まで ※郵送不可
3	参加表明書等に関する質問書への市回答 （ホームページに掲載）	令和 8年 3月25日（水）
4	参加表明書等の提出期限	令和 8年 3月30日（月）まで 午後4時まで ※郵送不可
5	一次審査	令和 8年 4月 2日（木） 午後2時から
6	企画提案書の提出依頼、一次審査の選定結果 の送付 （電子メールにて送付）	令和 8年 4月 3日（金） 午後4時まで
7	企画提案書の提出期限	令和 8年 4月 8日（水） 午後4時まで ※郵送不可
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8年 4月14日（火） 午後2時から
9	企画提案書の特定・非特定通知書の送付 （電子メールにて送付）	令和 8年 4月15日（水）予定 午後4時まで
10	見積書の提出及び契約協議	令和 8年 4月16日（木）

※日程等は変更となる場合があります。

## 9 参加方法

### (1) 一次審査提出書類

本プロポーザルに参加するものは、次の表に示す書類を各様式に基づき作成し、令和8年3月30日（月）午後4時までに、12部を提出すること。

提出書類	様式	
ア. 参加表明書	様式1	

イ. 業務実施体制調書	様式 2	
ウ. 業務実績書	様式 3	

本業務を行うにあたっての会社概要及び、処理対象物の積込み、運搬、処理に関する計画状況、本業務の費用等について、様式 2 に記入し提出すること。

## (2) 質問の受付及び回答

### ① 質問の方法

質問は、質問書（様式 4）により電子メールにて、担当課へ送付すること。電子メール以外での質問は回答しない。

なお、評価及び選定に関する質問は受け付けない。

### ② 質問書の受付期間

令和 8 年 3 月 1 9 日（木）から令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 4 時まで

### ③ 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 8 年 3 月 2 5 日（水）午後 4 時までに、市ホームページに掲載する。

## (3) 二次審査提出書類

二次審査に参加するものは、令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 4 時までに、次に示す書類を各様式に基づき作成し、1 2 部を提出すること。

### ① 提出書類（任意様式）

#### ア 企画提案書

企画提案書は、後述②のとおり作成し、下記の項目の視点に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記載すること。また、別紙の特記仕様書を基に積極的な提案を行うこと。

- ・業務実施工程
- ・業務実施方針
- ・企画提案内容
- ・提案見積り

#### イ 業務工程表

業務項目ごとに実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

#### ウ 見積書

見積書については本事業の業務内容について、提案見積りを提出してください。

提案見積りには、本業務を実施するにあたり必要とする全ての費用を含むものとする。

積込に係るオペレーター費用、運搬費用、堆肥化処理費用、業務実施に掛かる燃料費、環境協力金等を含むものとする。

提案見積りには、消費税及び地方消費税を除いた額と含んだ額を併記すること。

#### エ 搬出先の地方公共団体との協議

本業務は、プロポーザル後に速やかに実施を図る計画であり、処理対象物の搬出先としている地方公共団体との事前協議に概ね 2 週間程度を見込んでいる。

そのため、企画提案書作成にあたっては事前協議に要すると見込まれる時間を記載すること。

② 作成上の留意点

ア 企画提案書は、A4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。

イ 企画提案書の文字の大きさは、原則として12ポイント以上とする。

ウ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近若しくは、同一ページ内に注釈をつけること。

エ 企画提案書の表紙には、あて先「伊勢崎市長」、タイトル「伊勢崎市学校給食残渣堆肥化委託」、提出年月日、会社名-代表者名を記載すること。

③ 提出部数

提出部数は、12部とし、あわせてCD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）を提出すること。

④ 提出及び提出方法

伊勢崎市教育部健康給食課

持参のみとし、事前に電話予約の上、来所すること。（郵送は不可）

住所：群馬県伊勢崎市西小保方町692-5（伊勢崎市第一学校給食調理場内）

TEL：0270-75-2517（直通）

⑤ 提出期限

令和8年4月8日（水）午後4時まで

持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで

⑥ その他

- ・ 本提案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守したものとする。
- ・ 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、全て提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等については、提出後の差換え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 提出された提出書類の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ・ 提出資料は、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。
- ・ 提出された書類には、他地方公共団体の状況等が記載されていることから非公開とする。

## 10 失格要件

参加者が次の条件のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とし、失格扱いとする。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 選定の公平性を害する行為があった場合

④ 本要領6参加資格要件に示す参加資格要件を欠くことになった場合

⑤ 提出者（提出を予定している者を含む。）またはその関係者が、企画提案書の選定に関して、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

- ⑥ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑦ その他要領に違反又は著しく信義に反する行為等、委員会が失格と認めた場合

## 1 1 その他

### (1) 辞退について

本プロポーザルへの参加申し込み後に、参加を辞退する場合は、書面（様式5）により、令和8年3月30日（月）までに担当課まで持参すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

### (2) 費用負担について

本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する参加者の負担とし、本市は一切負担しない。

### (3) その他

- ① 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると委員会が判断した場合は、成立するものとする。
- ② 特定された提案は、業務履行の段階で発注者の指示により変更を求める場合がある。
- ③ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。
- ④ 審査結果及び結果に対する異議及び不服の申し立て等には一切応じない。
- ⑤ 本プロポーザル等に参加することにより、知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、如何なる理由があっても他に漏らしてはならない。
- ⑥ 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び伊勢崎市契約規則等関係法令の定めるところによる。

## 1 2 担当課

伊勢崎市教育部健康給食課

所在地：伊勢崎市西小保方町692-5（伊勢崎市第一学校給食調理場内）

電話：0270-75-2517

F A X：0270-75-2518

E-mail：[kenkouyouiku@city.isesaki.lg.jp](mailto:kenkouyouiku@city.isesaki.lg.jp)